

経済的支援と
相談支援を実施
します

“久山町妊婦のための支援給付”

のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしていただくため、久山町こども家庭センター こそだテラス littleでは、妊婦の方を対象に、支援給付を行っています。また、保健師や看護師等が妊娠・出産に関する疑問や不安に関する伴走型の相談対応も行っています。

✿ 対象者 (※1)

久山町に住民票のある妊婦の方

※妊娠中に久山町へ転入された方は転入前の支給状況を確認させていただきます。



✿ 申請時期と支給額

	申請時期	支給額
1回目	母子健康手帳交付時 (妊婦給付認定後)	妊婦1人あたり 5万円
2回目	赤ちゃん訪問時 (子どもの人数届出後)	子どもの人数×5万円

申請頂いた後、1か月程度で妊婦名義の口座にお振込みいたします。

✿ 面談後に申請手続きを行います

1 母子健康手帳を交付します

□ こそだテラス little で、母子健康手帳の発行を行います。(事前予約制)
妊娠・出産の不安や困りごとの相談が
可能です。

□ 1回目の給付の手続きも行います。

【母子健康手帳交付時の持ち物】

- ・妊娠届出書または妊娠証明書
(医療機関が発行するもの)
- ・マイナンバーカード等身分証明書
- ・妊婦名義の通帳またはキャッシュカード



2 赤ちゃん訪問を行います

□ 生後1~2か月ごろに赤ちゃん訪問を行います。お母さんの体調や、
育児で心配なことについてご相談ください。また、産後に活用できる
サービスのご案内をします。

□ 2回目の給付の手続きも行います。

【訪問時に準備いただくもの】

- ・母子健康手帳
- ・マイナンバーカード等身分証明書の写し
- ・産婦名義の通帳またはキャッシュカードの写し

3 伴走型で 相談支援を行います

□ 妊娠期から子育て期にわたり、
継続的に相談対応及び支援を行
います。お気軽にご相談ください。

□ ご相談は、電話、メール、面談で
可能です。



✿ 妊娠 とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義してい
ます。胎児心拍確認後に、母子健康手帳の発行を行います。

(※1) 流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降
に届け出ることができます。

【お問合せ先】

久山町こども家庭センター こそだテラス little (ヘルスC&Cセンター健康課内)
TEL 092-976-3377 / FAX 092-976-3378 (平日 8:30~17:00)
MAIL little@town.hisayama.fukuoka.jp